

昭和二十五年十一月二十五日提出
質問 第四〇号

り、災農民の飯米貸與に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十一月二十五日

提出者 池田峯雄

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

り、災農民の飯米貸與に関する質問主意書

茨城県北相馬郡高須村外二町五箇村は、本年八月小貝川堤防の決壊により家屋の浸水、家財の流失はもとより農家によつては水田、畑作の收穫皆無であつて、来年收穫時までの生活維持にすこぶる困難をきわめてゐる実情である。従つて、明年秋の水稻收穫に至る期間、政府より飯米貸與の特別措置を講ぜられたい旨の陳情は、県知事等を通じ何回かなされたのであるが、未だにこれらり、災農民の要望にそのような措置の実現をみず、不満の聲がみなぎつてゐる。

現地農民は、来年度收穫にて返却する約束で飯米を他より一時借り入れしつつ、再起に努力してゐるのであるから、若し政府によつて適当な救済措置が講ぜられない場合は、明二十六年の供米には応じ難い結果となるであらう。これに対する政府の所見並びに対策如何。

右質問する。